

使用料等の見直しの方向性について

(たたき台)

使用料等の見直しについて(前回1)

1 令和元年6月定例会提案説明(抜粋)

本市における使用料等に関しては、その多くが合併協議の中で、旧6町の金額を参考に設定されるとともに、**条例規定につきましても、基本的には旧町の条例を引き継ぎ、現在まで、そのような状況**となっています。

各施設の現状につきましては、ご承知のとおり、多くが旧町で整備されたもので、合併後満15年を経過する中、老朽化している施設も多く、維持管理経費についても、増加傾向にあります。

本市では、合併により多くの公共施設を保有し続けることは財政的にも困難なことから、第2次の行財政改革の取組として平成24年9月に「公共施設の見直し方針」を策定するとともに、平成25年5月には「公共施設見直し計画」を策定し、公共施設の見直しを進めているところでございます。

また、平成27年度からの第3次京丹後市行財政改革大綱の「第4節 持続可能な財政運営」の中で「受益者負担の適正化」を明記しており、使用料や手数料の受益者負担について適正な負担への見直しをすることとなっています。

このため、平成30年度早々から使用料等の見直しの考え方の整理に着手し、各施設の維持管理に要する経費の算出、利用者負担の在り方を検討するとともに、合わせて、本年10月から予定されています消費税率の引上げを見据え、消費税の適正転嫁についても、原則、外税方式とすることで検討を進めてまいりました。

こうした経過の中で、今回、所管部局ごとに8つの議案にまとめてご提案しているものですが、**今回の条例改正の大きなポイント**としましては、**①条例規定の表現の統一化、②施設の利用時間の統一化、③使用料への消費税転嫁の原則、外税方式など**となっています。

使用料につきましては、**現在の使用料等**に比べ急激な増加とならないように、**現在の使用料の1.5倍までを原則に置きながら改定**するとともに、併せて**使用料等の減免についての基準**につきましても、これは各規則での規定となりますが、**統一化を図る**こととしております。

なお、今後の使用料・手数料の見直しにつきましては、概ね3年ごとを目途に見直しの検討を行う予定としております。

見直すべき課題

- ① 使用料設定が各施設で異なっている。
- ② 消費税の課税対象だが、その取扱いが不明確
- ③ 利用時間が各施設で異なっている。
- ④ 減額又は免除の取扱いが異なっている。



見直しの考え方

- ① 統一したルールに基づく使用料設定
- ② 適正に消費税を転嫁
- ③ 施設の利用時間区分の統一
- ④ 減免基準の統一

使用料等の見直しについて(前回2)

2 令和元年6月定例会の主な意見

区分	意見の要旨
見直しの進め方	<ul style="list-style-type: none">多くの市民や団体から、疑問の声や抗議の声が上がり、要望書も多く出されており、市はこのことを重く受け止めるべき。減免については、関係団体等を含めた中で、もう少し丁寧に説明する必要がある。市民とともに議論をしたのではなく、値上げを決めて報告するという市民向きのプロセスに問題がある。活動力の弱い市民グループに不安と自分達の活動の低下への懸念を抱かせるといった進め方、プロセスであったのでは。市民とともに結論を出すというプロセスこそが市民参加のまちづくりである。
使用料設定	<ul style="list-style-type: none">5%から8%に上がった時には、市が抱えている。市民の利便性を図ることを含めて、統一を図るのであれば料金の低い方に統一すべき。施設を利用する人と利用しない人の負担の公平の観点から、行政サービスに係る経費、これは税金によって賄われているが、特定の人がサービスを受ける場合には、その利用者から応分の対価として経費をいただくことは、消費税の適正転嫁、コンプライアンスの観点、税の公平性として賛成である。公共施設は、本来、住民福祉の増進のために設置されたものであり、受益者負担として使う人が負担する考え方は、公共性、公共サービスの考え方に反するものである。市外利用者が多い施設で、消費税を受益者から負担をしていただかないことは、市民からの税で賄うことになり、市民の負担となる。
減免基準	<ul style="list-style-type: none">社会教育、ボランティア、文化活動など、色々な自主的な活動が持っている公共性というのは、行政がしっかり保障していかなければならない部分である。減免の基準がやや曖昧で、市民の文化のすそ野を広げるという意味では、プレーキがかかるのではないか。減免や2時間未満の使用については、青少年の健全育成や市民力、地域力向上のための市民研修など、幅広い免除規定については、計画時における団体の説明から見直しがされており、一定の評価ができるものである。公民館共催事業の免除期間が1月間と少なく、また、10人以下の少人数の団体は減免の対象から外されるなど、配慮が万全とは言えない。逆に、構成人数の大小による減免基準に不公平を生じさせ、少人数団体の活発な活動の制約が懸念される。10人以上の団体は、ハードルが高いため、人数を下げるよう見直しの必要がある。
その他	<ul style="list-style-type: none">使用料の見直しの財政効果は非常に少ない中、見直し、廃止が必要な事業があることから、まずは事業の整理が必要である。合併の段階でやるべきものとして合意がなされており、行革大綱の側面からやる必要がある。議会に出す前には前裁きが必要だが、なされていない。行革大綱を掲げるなら庁舎整備の考え方はどうなのか。未だ集約されず、大きな経費が垂れ流されている。先にやらねばならないことがある。

使用料等の見直しについて(前回3)

3 令和元年8・9月委員会、市民広聴会等の主な意見

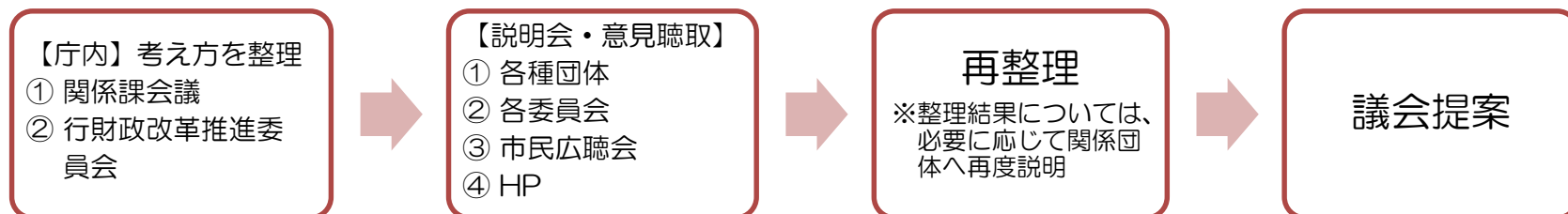
区 分	意見の要旨
見直しの進め方	<ul style="list-style-type: none"> 市民の目線でみて、丁寧に、時間をかけて取り組む必要がある。 色々な人に色々な形で説明して、理解を得る必要がある。 <u>見直し案をまとめた段階で説明会を開くべき。</u> <u>現在使用されている団体などから、多くの意見があることについては、きっちり配慮しながら進めるべき。</u>
使用料設定	<ul style="list-style-type: none"> 消費税は転嫁する必要がある。消費税の増税分を市税等で負担するのはおかしい。それによって、他のサービスが制限される。 2時間未満利用を1/2とすると、同じ時間であっても料金は異なる。<u>時間単位で貸してほしい。</u> 温泉施設等観光施設で、<u>実際に使用するのが観光客で、維持管理経費が増えている中で、使用料を上げないと市税等の負担が増えることはおかしい。</u> 公共施設はコミュニティの中心であることを考え、料金設定を考えるべき。 使用料は必要と思うが安価に願いたい。 <u>利用者が利用しやすい料金に設定してください。</u> 使用料が高額となると厳しい、体育館は安い、ホール、センターになると高くなる。 <u>利用時間区分の全ての時間を使用している訳ではないので、使用料を考えてもらいたい。</u> 利用していない人の立場からすると、払うべきである。
減免基準	<ul style="list-style-type: none"> 中身を見た上で、8人だろうが10人だろうが減免してあげるのが筋かなと思います。 会議室の利用申込の際に、こちらから申請したら安くなる現状がある。 <u>公民館では、減免される団体や減免されない団体があり疑問を持っていた。減免がある団体は活動日数を増やす一方で、減免のない団体は、活動回数を減らすという現状がある。</u> <u>10人以上というのを考えていただきたい。</u> 不公平感を是正するというのは、大変労力を要しますが、これはやるべきだと思います。 <u>団体要件の10人以上、会則、会費を徴収しているとか、細かい基準となっており、団体側と市側にして、も煩雑となるため見直しをして、出来れば外形的なことで減免が受けられる形で行っていただきたい。</u> <u>75%減額の基準が明確でない。市の施策とは何か、より明確化していただきたい。</u> ボランティアだったら減免を認めてほしい。 <u>基準について公平性を確保しつつ線引きが必要である。</u> <u>総合体育大会の免除については、今までどおり2月前でお願いしたい。</u> 松風苑の入浴料について、障がい者免除を考えてほしい。 与謝の海支援学校に行っている子どもは、やむを得ず行っている。市内ではないが、実情として、子供達の夏休み利用があるため、その辺について配慮するべき。

※ 委員会：有識者会議、まちづくり委員会、区長連絡協議会、行財政改革推進委員会

使用料等の見直しについて(今回1)

4 今回の進め方

(1) 見直しの進め方



(2) 使用料設定の方向性(たたき台)

- **スポーツ施設、貸館施設を1時間単位での貸出を検討**
※ グラウンド、テニスコート等の照明を使用するスポーツ施設については、照明使用料の設定を検討
- **貸館施設の類似施設の使用料平準化を検討**
※ 面積を基準にするなどバラツキのある貸館施設の料金平準化を検討
- **外税での消費税を検討**
※ 利用者の利便性の確保に支障又は料金収受が煩雑となる使用料は内税を検討

使用料等の見直しについて(今回2)

(3) 減免基準の方向性 (たたき台)

令和元年6月定例会

区分	利用目的
免除	市(行政委員会、市が設置する附属機関等を含む)が主催又は共催(入場料を徴収する等営利目的は除く)して利用するとき
	国又は市以外の地方公共団体が利用するとき
	市内の小学校、中学校、保育所及びこども園が教育・保育活動で利用するとき(クラブ活動を含む)
	市内に在住する中学生以下で構成する社会教育・スポーツ等団体が団体本来の目的で利用するとき
	市内の自治会又は地区の公民館が利用するとき
減額 (75%)	社会福祉関係団体、社会教育関係団体又は地域住民で組織する自主的な活動を行っている団体が市の施策に沿った活動に利用するとき(営利目的で利用する場合を除く)
減額 (50%)	市外の小学校、中学校、こども園及び保育所等が教育・保育活動で利用又は高等学校が教育活動で利用するとき
市長が認める額	上記に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるとき



• 公共施設使用料減免団体登録制度の検討

※ 減免を受けようとする団体を申請により登録し、減免団体登録証の交付を検討